

**行政法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

委任命令について法律の委任の趣旨を逸脱しているかが問われたサーベル登録拒否事件（最判平成2年2月1日民集44巻2号369頁）の理解を問うものである。

設問1は、銃砲刀剣類登録規則4条2項が銃刀法14条の委任の趣旨を逸脱していることを、法令の文言に留意しつつ主張することになる。すなわち、銃刀法14条1項は「美術品として価値のある刀剣類」と規定し、文理上、外国刀剣を除外していない。にもかかわらず、銃刀法14条5項の委任に基づき定められた登録規則4条2項が、銃刀法14条1項の登録の対象となる「刀剣類」を日本刀に限定しているのは、銃刀法の委任の趣旨を逸脱した違法があるとの主張になる。

設問2は、銃砲刀剣類登録規則4条2項が、登録の対象を日本刀に限っていることは、銃刀法14条の委任の趣旨を逸脱していないことを主張することになる。

問題文の【判例の一部抜粋】は、最判の多数意見の一部を抜粋したものであるが、この多数意見によれば、①美術品として文化財的価値を有する刀剣類とは何かについての基準の設定には、専門技術的な観点からの一定の裁量権が認められていること（すなわち登録の対象が日本刀に限定されるかどうかも含めて登録規則に委任されていると理解する）、②登録制度の制定の経緯及びその沿革、運用の実際、日本刀が古くから我が国において美術品として鑑賞の対象とされてきたことなどの点から、登録規則4条2項が文化財的価値を有する刀剣類の鑑定基準として、対象を日本刀に限定したことは、銃刀法の委任の趣旨を逸脱していないと主張することになる。

以上